児 童 相 談 業 務 評 価 検 証 部 会 平成 27 年度評価報告書のあらまし

1 一時保護所の運営状況について

児童の特性に応じた適切な援助について評価を実施

- ◆ 平日の昼間は職員が、夜間・休日は非常勤嘱託が子どもに対応することから、連続した対応ができていない。児童に対して連続した措置ができるよう体制を整備する必要がある。
- ◆ 不安定な児童に対して、適切に対応できるとともに、児童の特性に応じた安定した援助が行えるよう、一時保護所に専任の心理職員を配置する必要がある。

安全で快適な生活、学習支援について評価を実施



- ◆ 日々、一時保護所入所児童に接する職員の果たす役割が大きい。特に、宿日直員 への研修をしっかり行い、引継ぎが適切に行われるようにされたい。
- ◆ 児童の学習権の保障の観点から、学校との連携を更に進める必要がある。 また、生活の場であることから感染症の発生を考えると専属の看護師の配置や協力 医療機関との連携が必要である。

一時保護所と所内及び所外との連携について評価を実施



◆ 4 拠点の児童相談所、3カ所の一時保護所が児童に関する情報の共有を図るなど適切に連携することによって、更なる機能強化を図る必要がある。

2 今後の一時保護所のあり方について

◆ 現在、各一時保護所の定員と実保護人員に大きく差異があり、数字の上では余裕があると言わざるを得ない。トラブル回避のため各居室を個室利用しているとのことではあるが、このような状況で設備拡充、体制強化を求めても、理解されない。保護実績を上げたうえで、拡充・強化について理解が得られるよう、その必要性を明確にする必要がある。

しかし、一方、安全・安心を確保するために、個室対応の重要性が国の専門委員会報告 に盛り込まれている点を考慮すれば、定員のあり方について、再検討するのもひとつと考 えられる。

- ◆ 現在の児童相談所の4拠点について、すべてをフル装備することにこだわるのではなく、機能分担を考える時期にあると思われる。
- ◆ 厚労省の専門委員会において一時保護の積極実施が求められ、量的拡大も予想されていることから、その対応に向け一時保護所のあり方等について検討する必要があるのではないか。
- ◆ 宇治児童相談所 京田辺支所については、一時保護所が併設されていないこと。 また、宇治児童相談所及び福知山児童相談所については、建物自体が老朽化しているう え、近隣との関係において、改修が困難であること等を考慮すれば、府全体における一時 保護所のあり方を検討すべき時期にあると思われる。
- ◆ 今後、国において、児童相談所体制強化プラン(仮称)の策定が予定されている ことから、府においても、その動向を見ながら一時保護所のみならず、児童相談所 の体制強化に向け検討を進める必要がある。